

平成28年10月14日

真岡市総務部総務課

市発注工事の前金払の用途拡大について（通知）

1 改正内容

真岡市公共工事前金払事務取扱要綱第9条に定める前払金の使用に関して、前払金の用途を拡大します。（中間前払金を除く）

現 行	改正後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに <u>一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>

注）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。

2. 契約に関する取扱い

（1）新規契約の場合（別紙特約条項参照）

別紙の特約条項を添付して契約を締結する。

（2）変更契約の場合（別紙変更契約書参照）

工事打合せ簿により変更協議の上、別紙の変更契約書により締結する。

3. 適用時期等

平成28年11月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、平成28年4月1日以降契約の工事に限り、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

※特約条項等、様式については

[真岡市HP](#) ⇒ [産業と雇用](#) ⇒ [入札・契約情報](#) ⇒ [契約の書式](#)

よりダウンロードください。

問い合わせ先
真岡市総務部総務課
契約検査係
TEL：83-8145